

○厚生労働省告示第 号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第五十六条の二第一項の規定に基づき、飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針等の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年四月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（平成二十九年厚生労働省告示第六十八号）、理容業の振興指針（平成三十一年厚生労働省告示第五十七号）、美容業の振興指針（平成三十一年厚生労働省告示第五十八号）、クリーニング業の振興指針（平成三十一年厚生労働省告示第五十九号）、飲食店営業（すし店）の振興指針（平成三十一年厚生労働省告示第六十号）、興行場営業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十一号）、旅館業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十二号）、浴場業の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十三号）及び飲食店営業（めん類）の振興指針（令和二年厚生労働省告示第五十四号）の規定は、この告示の告示の日以後に行われた生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）第十五条第一項に基づく認定の申請又は同令第十六条第一項に基づく認定の申請又は同令第十五条第一項に基づく変更に係る認定の申請について適用し、同日前に行われた同令第十五条第一項に基づく認定の申請又は同令第十六条第一項に基づく変更に係る認定の申請については、なお従前の例による。

令和三年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針等の一部を改正する告示

（飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針の一部改正）

第一条 飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針（平成二十九年厚生労働省告示第六十八号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針</p> <p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況</p> <p>一 飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向</p> <p>(略)</p> <p>経営上の課題（複数回答）としては、飲食店営業及び喫茶店営業の各業種において「材料費の上昇」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客数の減少」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った「生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成28年7～9月期）」において、飲食業の経営上の問題点は、「顧客数の減少」（45.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（39.6%）、「従業員の確保難」（23.9%）の順に高くなっている。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の飲食業も多大な</u></p>	<p>飲食店営業（一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業）及び喫茶店営業の振興指針</p> <p>(略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業及び喫茶店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 飲食店営業及び喫茶店営業を取り巻く状況</p> <p>一 飲食店営業及び喫茶店営業の事業者数の動向</p> <p>(略)</p> <p>経営上の課題（複数回答）としては、飲食店営業及び喫茶店営業の各業種において「材料費の上昇」を最も多くあげており、次に多い問題点としては、「客数の減少」、「施設・設備の老朽化」等となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。また、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った「生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成28年7～9月期）」において、飲食業の経営上の問題点は、「顧客数の減少」（45.3%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（39.6%）、「従業員の確保難」（23.9%）の順に高くなっている。</p> <p>(新設)</p>

影響を受けたところである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回答した者は97.4%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が5.4%、「20%以上50%未満」が28.3%、「50%以上80%未満」が46.7%、「80%以上」が19.6%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査」による。）。

三 営業者の考える今後の経営方針

（略）

また、日本公庫が行った「外食に関する消費者意識と飲食店の経営実態調査（平成25年12月18日）」において、集客に向けた取組は、「ホームページの開設・公開」、「飲食店情報検索サイトへの登録・活用」、「ブログ、SNSの活用」の順に高くなっている。また、経営面の管理に向けた取組は、「お店の損益状況（売上高、利益の数値）の定期的な把握」、「材料費の管理」、「目標売上、利益の設定」の順に高くなっている。

また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「新商品、新メニューの開発」が39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が37.4%、「広報活動の強化」が37.1%となっている一方、「特にない」が31.0%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査」による。）。

第三 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営

三 営業者の考える今後の経営方針

（略）

また、日本公庫が行った「外食に関する消費者意識と飲食店の経営実態調査（平成25年12月18日）」において、集客に向けた取組は、「ホームページの開設・公開」、「飲食店情報検索サイトへの登録・活用」、「ブログ、SNSの活用」の順に高くなっている。また、経営面の管理に向けた取組は、「お店の損益状況（売上高、利益の数値）の定期的な把握」、「材料費の管理」、「目標売上、利益の設定」の順に高くなっている。

（新設）

第三 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（新設）

維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間（平成29年度から平成33年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

食中毒、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等衛生問題に対しては、営業者、保健所等衛生関係行政機関や公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等が連携を密にして対応することが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生問題は、一定水準の衛生管理をしている営業者の場合、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、調理等の過程において細菌等の汚染により食中毒等の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があること等から、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3

二 今後5年間（平成29年度から平成33年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

食中毒、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等衛生問題に対しては、営業者、保健所等衛生関係行政機関や公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等が連携を密にして対応することが求められる。

（新設）

衛生問題は、一定水準の衛生管理をしている営業者の場合、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、調理等の過程において細菌等の汚染により食中毒等の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があること等から、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 飲食店営業及び喫茶店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

（新設）

つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や加工機器、容器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

(略)

営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や加工機器、容器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

(略)

(理容業の振興指針の一部改正)

第二条 理容業の振興指針(平成三十一年厚生労働省告示第五十七号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>理容業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、理容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 理容業を取り巻く状況</p> <p>一 理容業の事業者の動向 (略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が61.9%となっている一方で、「不足」が34.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の理容業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、理容業の営業者で、売上が減少したと回答した者は88.4%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が40.3%、「20%以上50%未満」が46.0%、「50%以上80%未満」が12.4%、「80%以上」が1.3%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。</u></p>	<p>理容業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、理容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 理容業を取り巻く状況</p> <p>一 理容業の事業者の動向 (略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が61.9%となっている一方で、「不足」が34.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。</p> <p>(新設)</p>

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」43.1%、「価格の見直し」22.6%、「特になし」22.6%、「廃業」18.4%、「店舗・設備の改装」17.3%となっている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

また、理容業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が30.9%、次いで「新商品、新メニューの開発」が24.9%、「新たな販売方法の開拓」が13.1%となっている一方、「特にない」が47.0%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。

第三 理容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

理容業は、頭髮の刈り込み、顔そり等利用者の皮ふに直接触れる営業であり、衛生上の問題に対して、特に注意を払わなければならない業種である。使用する器具の消毒をはじめ、衛生上の危害を防止し、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することは営業者の責務である。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」43.1%、「価格の見直し」22.6%、「特になし」22.6%、「廃業」18.4%、「店舗・設備の改装」17.3%となっている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

（新設）

第三 理容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、理容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（新設）

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

理容業は、頭髮の刈り込み、顔そり等利用者の皮ふに直接触れる営業であり、衛生上の問題に対して、特に注意を払わなければならない業種である。使用する器具の消毒をはじめ、衛生上の危害を防止し、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することは営業者の責務である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生課題は、事業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、事業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、事業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 理容業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 事業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

理容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮ふに鋭利な刃物を当て、又は化学薬品等を使用して容姿を整える営業であり、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業である。このため、事業者及び従業員は、理容師法等の関係法令を遵守することは当然のことであり、衛生上の問題発生防止及び衛生水準の一層の向上を図るため、衛生に関する専門的な知識を深め、常時、施設及び設備、器具等の衛生管理に努めるとともに、各種器具、化学薬品、整髪剤等の適正な取扱い、毛髪など廃棄物の適切な処理にも十分留意し、衛生管理の改善に取り組み、感染症

（新設）

衛生課題は、事業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、事業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、事業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 理容業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 事業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

理容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮ふに鋭利な刃物を当て、又は化学薬品等を使用して容姿を整える営業であり、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業である。このため、事業者及び従業員は、理容師法等の関係法令を遵守することは当然のことであり、衛生上の問題発生防止及び衛生水準の一層の向上を図るため、衛生に関する専門的な知識を深め、常時、施設及び設備、器具等の衛生管理に努めるとともに、各種器具、化学薬品、整髪剤等の適正な取扱い、毛髪など廃棄物の適切な処理にも十分留意し、衛生管理の改善に取り組み、感染症

、皮膚障害等の発生を防止するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

消費者の関心は、特に、肝炎、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症の発生状況や発生の可能性を踏まえた感染症対策の充実にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに接するタオル及び布片並びにかみそり等刃物の消毒の徹底に努めるとともに、作業中は汚れが目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、顔そり等の場合のマスクの着用等の衛生管理を徹底し、さらに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

、皮膚障害等の発生を防止するものとする。

（新設）

消費者の関心は、特に、肝炎、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症の発生状況や発生の可能性を踏まえた感染症対策の充実にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに接するタオル及び布片並びにかみそり等刃物の消毒の徹底に努めるとともに、作業中は汚れが目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、顔そり等の場合のマスクの着用等の衛生管理を徹底し、さらに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

(美容業の振興指針の一部改正)

第三条 美容業の振興指針平成三十一年厚生労働省告示第五十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>美容業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、美容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 美容業を取り巻く状況</p> <p>一 美容業の事業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が58.1%となっている一方で、「不足」が36.9%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の美容業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、美容業の営業者で、売上が減少したと回答した者は95.2%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が24.2%、「20%以上50%未満」が52.9%、「50%以上80%未満」が22.7%、「80%以上」が0.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』</u></p>	<p>美容業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、美容業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 美容業を取り巻く状況</p> <p>一 美容業の事業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が58.1%となっている一方で、「不足」が36.9%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成29年10～12月期）』による）。</p> <p>(新設)</p>

による)。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては(複数回答)、「接客サービスの充実」46.1%、「価格の見直し」21.1%、「店舗・設備の改装」19.0%、「廃業」16.2%、「広告・宣伝等の強化」14.8%となっている(厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

また、美容業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が35.4%、次いで「新商品、新メニューの開発」が32.4%、「新たな販売方法の開拓」が20.1%となっている一方、「特にない」が41.5%となっている(日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査(令和2年4～6月期)特別調査』による)。

第三 美容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、美容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

美容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮ふに化粧品などを使用して容姿を美しくする営業であり、衛生上の問題に対して、特に注意が必要な業態である。衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することは営業者の責務であ

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては(複数回答)、「接客サービスの充実」46.1%、「価格の見直し」21.1%、「店舗・設備の改装」19.0%、「廃業」16.2%、「広告・宣伝等の強化」14.8%となっている(厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による)。

(新設)

第三 美容業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割(略)

各営業者は、これらを十分に認識し、利用者の安全衛生の確保、技術及びサービスの向上、消費者に対する情報提供等に積極的に取り組むことにより、美容業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

(新設)

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

美容業は、人の身体の一部である毛髪及び皮ふに化粧品などを使用して容姿を美しくする営業であり、衛生上の問題に対して、特に注意が必要な業態である。衛生上の危険を防止し、利用者に対して安全で良質なサービスを提供することは営業者の責務であ

る。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 美容業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

美容業は、人の体の一部である毛髪及び皮ふを対象として、パーマメントウェーブ用剤、化粧品等を使用して容姿を美しくする営業であり、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業である。このため、営業者及び従業員は、美容師法等の関係法令を遵守することは当然のことであり、衛生上の問題発生防止及び衛生水準の一層の向上を図るため、衛生に関する専門的な知識を深め、常時、施設及び設備、器具等の衛生管理に努めるとともに、各種器具、薬品、化粧品等の適正な取扱い、毛髪な

る。

（新設）

衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 美容業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

美容業は、人の体の一部である毛髪及び皮ふを対象として、パーマメントウェーブ用剤、化粧品等を使用して容姿を美しくする営業であり、人の身体の安全及び衛生に直接関わる営業である。このため、営業者及び従業員は、美容師法等の関係法令を遵守することは当然のことであり、衛生上の問題発生防止及び衛生水準の一層の向上を図るため、衛生に関する専門的な知識を深め、常時、施設及び設備、器具等の衛生管理に努めるとともに、各種器具、薬品、化粧品等の適正な取扱い、毛髪な

ど廃棄物の適切な処理にも十分留意し、衛生管理の改善に取り組むことが必要であり、感染症、皮膚障害等の発生を防止するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

消費者の関心は、特に、器具の消毒、パーマメントウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の肌への健康被害並びに肝炎、エイズ及び新型インフルエンザの発生状況及び発生の可能性を踏まえた予防策等の衛生上の問題にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに触れる物の消毒の徹底、化粧品等と顧客の体質等の関係についての従業員の教育、汚れの目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、風邪等の流行時のマスクの着用等自ら衛生管理を徹底し、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

(略)

ど廃棄物の適切な処理にも十分留意し、衛生管理の改善に取り組むことが必要であり、感染症、皮膚障害等の発生を防止するものとする。

(新設)

消費者の関心は、特に、器具の消毒、パーマメントウェーブ用剤、染毛剤、化粧品等の肌への健康被害並びに肝炎、エイズ及び新型インフルエンザの発生状況及び発生の可能性を踏まえた予防策等の衛生上の問題にある。また、小学生以下の児童にはアタマジラミの発生がしばしば見られることから留意が必要である。したがって、営業者は、皮ふに触れる物の消毒の徹底、化粧品等と顧客の体質等の関係についての従業員の教育、汚れの目立ちやすい清潔な外衣の着用、顧客一人ごとの作業前後のうがい、手指の洗浄や消毒、つめの手入れ、風邪等の流行時のマスクの着用等自ら衛生管理を徹底し、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び指導監督に当たることが必要である。

(略)

(クリーニング業の振興指針の一部改正)

第四条 クリーニング業の振興指針(平成三十一年厚生労働省告示第五十九号)の一部を次の表のよ
うに改正する。

改正後	改正前
<p>クリーニング業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 クリーニング業を取り巻く状況</p> <p>一 クリーニング業の事業者の動向 (略)</p> <p>仕入価格・販売価格の動向としては、仕入価格が「上昇した」営業者が72.3%となっている一方で、仕入価格上昇分を販売価格へ「転嫁できていない」営業者が69.1%と約7割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年7～9月期）』による）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国のクリーニング業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、クリーニング業の営業者で、売上が減少したと回答した者は90.3%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が29.0%、「20%以上50%未満」が57.3%、「50%以上80%未満」が12.5%、「80%以上」が1.3%となっている（日本公</u></p>	<p>クリーニング業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、クリーニング業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 クリーニング業を取り巻く状況</p> <p>一 クリーニング業の事業者の動向 (略)</p> <p>仕入価格・販売価格の動向としては、仕入価格が「上昇した」営業者が72.3%となっている一方で、仕入価格上昇分を販売価格へ「転嫁できていない」営業者が69.1%と約7割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年7～9月期）』による）。</p> <p>(新設)</p>

庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「廃業」30.5%、「接客サービスの充実」28.3%、「価格の見直し」21.1%、「広告・宣伝等の強化」12.5%となっており、全体の3割が廃業を見据えている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

また、クリーニング業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が31.3%、次いで「新たな販売方法の開拓」が25.5%、「新商品、新メニューの開発」が13.1%となっている一方、「特にない」が51.7%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。

第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

クリーニング業は、人体の分泌物、ほこり、微生物等により汚染された衣料等を処理する営業であり、病原微生物に汚染された

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「廃業」30.5%、「接客サービスの充実」28.3%、「価格の見直し」21.1%、「広告・宣伝等の強化」12.5%となっており、全体の3割が廃業を見据えている（厚生労働省『平成27年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

（新設）

第三 クリーニング業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各営業者は、これらを十分に認識し、衛生水準の向上、技術及びサービスの向上、クリーニング事故の防止及び利用者への情報提供、環境保全の推進等、各般の安全安心対策に積極的に取り組むことにより、クリーニング業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（新設）

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

クリーニング業は、人体の分泌物、ほこり、微生物等により汚染された衣料等を処理する営業であり、病原微生物に汚染された

おそれのある衣料等を洗濯することによる公衆衛生上の危害の発生を防止するため、その取扱い及び処理を衛生的かつ適正に行うことは、営業者の責務である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。また、こうした衛生問題は、個々の営業者の問題にとどまらず、業界全体に対する信頼を損ねることにもつながることから、組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の営業者が自覚と責任感を持ち、衛生水準の向上が図られるよう、継続的に知識及び意識向上に資する普及啓発や適切な指導及び支援に努めることが求められる。

（略）

第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

おそれのある衣料等を洗濯することによる公衆衛生上の危害の発生を防止するため、その取扱い及び処理を衛生的かつ適正に行うことは、営業者の責務である。

（新設）

また、石油系溶剤等の残留による健康被害が生じないように留意することが必要である。衛生課題は、営業者の地道な取組が中心となる課題と、新型インフルエンザへの対応のように、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応すべき課題とに大別される。衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの消費者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。また、こうした衛生問題は、個々の営業者の問題にとどまらず、業界全体に対する信頼を損ねることにもつながることから、組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の営業者が自覚と責任感を持ち、衛生水準の向上が図られるよう、継続的に知識及び意識向上に資する普及啓発や適切な指導及び支援に努めることが求められる。

（略）

第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、クリーニング所における衛生管理要領を遵守し、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持、引火性溶剤の適切な取扱い及び従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー（石油系溶剤残留測定機）による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

(1) 日常の衛生管理に関する事項

近年のセレウス菌、ノロウイルス等の感染症の発生状況を踏まえ、クリーニング業においても、公衆衛生の見地から感染症対策の充実を図ることが要請されている。このため、クリーニング所における衛生管理要領を遵守し、洗濯前の衣料と洗濯後の衣料の適切な区分け、消毒等の処理、施設及び設備の清潔保持、引火性溶剤の適切な取扱い及び従業員への衛生教育の徹底や健康管理を行うべきである。また、石油系溶剤の残留による化学やけどの防止のため、ドライチェッカー（石油系溶剤残留測定機）による溶剤の乾燥状態の確認の励行にも取り組むべきである。

（新設）

(飲食店営業(すし店)の振興指針の一部改正)

第五条 飲食店営業(すし店)の振興指針(平成三十一年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>飲食店営業（すし店）の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業（すし店）の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 すし店営業を取り巻く状況</p> <p>一 すし店営業の事業者の動向 (略)</p> <p>また、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った『生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成30年7～9月期）』において、すし店営業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（50.5%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（49.5%）、「従業員の確保難」（24.2%）となっている。</p> <p>また、令和元年12月に確認された<u>新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国のすし店営業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回答した者は97.4%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が5.4%、「20%以上50%未満」が28.3%、「50%以上80%未満</u></p>	<p>飲食店営業（すし店）の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、飲食店営業（すし店）の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 すし店営業を取り巻く状況</p> <p>一 すし店営業の事業者の動向 (略)</p> <p>また、日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）が行った『生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成30年7～9月期）』において、すし店営業の経営上の問題点は、多い順に「顧客数の減少」（50.5%）、「仕入価格・人件費等の上昇を価格に転嫁困難」（49.5%）、「従業員の確保難」（24.2%）となっている。</p> <p>(新設)</p>

」が46.7%、「80%以上」が19.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「食事メニューの工夫」44.4%、「接客サービスの充実」33.1%、「価格の見直し」25.9%、「広告・宣伝等の強化」16.2%となっている（厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「新商品、新メニューの開発」が39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が37.4%、「広報活動の強化」が37.1%となっている一方、「特にない」が31.0%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による）。

第三 すし店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

すし専門店は、職人の資質がサービスの質を左右することから、人材育成を図ることが極めて重要であるが、高い調理技術を持った職人の高齢化が進む一方、高い調理技術を持った若者の採用も難しいため、職人の育成が重要な課題である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後4年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「食事メニューの工夫」44.4%、「接客サービスの充実」33.1%、「価格の見直し」25.9%、「広告・宣伝等の強化」16.2%となっている（厚生労働省『平成28年度生活衛生関係営業経営実態調査』による）。

（新設）

第三 すし店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

すし専門店は、職人の資質がサービスの質を左右することから、人材育成を図ることが極めて重要であるが、高い調理技術を持った職人の高齢化が進む一方、高い調理技術を持った若者の採用も難しいため、職人の育成が重要な課題である。

（新設）

二 今後4年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

（新設）

・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

食をとりまく環境の変化等に対応し食品の安全を確保するため食品衛生法が改正され（平成30年法律第46号）、H A C C Pの考え方を取り入れた事業者による衛生管理、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために必要な対応等が盛り込まれており確実な実施が求められる。また、食中毒等の衛生問題に対しては、営業者、保健所等衛生関係行政機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

（略）

第四 すし店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器、食器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。また、営業者は、消費者が信頼し、安心できる商品を提供するために、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすることが重要である。特に、生鮮魚介類を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的実施することが必要である。これら

食をとりまく環境の変化等に対応し食品の安全を確保するため食品衛生法が改正され（平成30年法律第46号）、H A C C Pの考え方を取り入れた事業者による衛生管理、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために必要な対応等が盛り込まれており確実な実施が求められる。また、食中毒等の衛生問題に対しては、営業者、保健所等衛生関係行政機関や都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

（略）

第四 すし店営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

（新設）

営業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器、食器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。また、営業者は、消費者が信頼し、安心できる商品を提供するために、店舗の衛生管理及び従業員の健康管理を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすることが重要である。特に、生鮮魚介類を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的実施することが必要である。これら

の工程管理を徹底し、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

の工程管理を徹底し、H A C C Pに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

(興行場営業の振興指針の一部改正)

第六条 興行場営業の振興指針(令和二年厚生労働省告示第五十一号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>興行場営業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 興行場営業を取り巻く状況</p> <p>一 興行場営業の営業者の動向 (略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が54.0%となっている一方で、「不足」が44.0%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年10～12月期）』による。）。 <u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の興行場営業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、興行場営業（映画館）の営業者で、売上が減少したと回答した者は98.2%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が0.0%、「20%以上50%未満」が8.9%、「50%以上80%未満」が39.3%、「80%以上」が51.8%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期</u></p>	<p>興行場営業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、興行場営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者、生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者、組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 興行場営業を取り巻く状況</p> <p>一 興行場営業の営業者の動向 (略)</p> <p>従業員の過不足感としては、「適正」が54.0%となっている一方で、「不足」が44.0%と約4割を占めている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（平成30年10～12月期）』による。）。 (新設)</p>

）特別調査』による。）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」が58.9%（前回振興指針では47.2%）、「広告・宣伝等の強化」が48.8%（前回振興指針では32.1%）、「施設・設備の改装」が47.7%（前回振興指針では35.4%）、「飲食メニューの工夫」が46.7%（前回振興指針では27.6%）、「新しい映像技術の導入」が28.6%（前回振興指針では52.8%）、「営業時間の変更」が27.2%（前回振興指針では11.4%）、「感謝デー等の行事の開催」が13.2%（前回振興指針では15.0%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

また、興行場営業（映画館）を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が57.9%、次いで「新たな販売方法の開拓」が36.8%、「新商品、新メニューの開発」が24.6%となっている一方、「特にない」が12.3%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による。）。

第三 興行場営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

また、少子高齢化が進む中で、地域で身近で手軽な娯楽サービスとして年齢や障害の有無に関わらず、全ての国民が楽しめる拠点としての機能を積極的に担っていくことが期待される。特に、単独館の多くは中心市街地に立地しており、中心市街地の娯楽機能や賑わいの維持の観点からもその活性化が重要であり、地域のニーズを踏まえ独自性を発揮するなどの対応が期待される。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」が58.9%（前回振興指針では47.2%）、「広告・宣伝等の強化」が48.8%（前回振興指針では32.1%）、「施設・設備の改装」が47.7%（前回振興指針では35.4%）、「飲食メニューの工夫」が46.7%（前回振興指針では27.6%）、「新しい映像技術の導入」が28.6%（前回振興指針では52.8%）、「営業時間の変更」が27.2%（前回振興指針では11.4%）、「感謝デー等の行事の開催」が13.2%（前回振興指針では15.0%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

（新設）

第三 興行場営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

また、少子高齢化が進む中で、地域で身近で手軽な娯楽サービスとして年齢や障害の有無に関わらず、全ての国民が楽しめる拠点としての機能を積極的に担っていくことが期待される。特に、単独館の多くは中心市街地に立地しており、中心市街地の娯楽機能や賑わいの維持の観点からもその活性化が重要であり、地域のニーズを踏まえ独自性を発揮するなどの対応が期待される。

（新設）

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

興行場営業は、一時に不特定多数の利用者を密閉性の高い施設に長時間収容して行うという営業形態上の特殊性を有している。利用者の安全衛生を確保するために、適切な空調設備の整備保全、清掃の励行や洗面所等汚染されやすい区画の消毒等清潔で安全な環境の維持に努めることは、営業者の責務である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

また、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民生活・経済への影響を最小化する観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく使用制限等の要請に適切かつ迅速に対応することが求められる。

（略）

第四 興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

営業者は、シックハウス等室内の化学物質による健康への影響についての関心の高まりや新たな感染症の発生状況等に配慮しつつ、公衆衛生の見地からの対策を講じることを要請されている。このため、自館の営業形態、施設及び設備等に応じた、快適な温度及び空気環境の確保、トイレ等の清掃の徹底、衛生教育の充実による従業員の資質の向上等衛生水準の維持向上のためのサービスの充実・強化を図り、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適に映画を楽しめるよう衛生管理に努めるものとする。特に最近、新

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

興行場営業は、一時に不特定多数の利用者を密閉性の高い施設に長時間収容して行うという営業形態上の特殊性を有している。利用者の安全衛生を確保するために、適切な空調設備の整備保全、清掃の励行や洗面所等汚染されやすい区画の消毒等清潔で安全な環境の維持に努めることは、営業者の責務である。

（新設）

また、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民生活・経済への影響を最小化する観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく使用制限等の要請に適切かつ迅速に対応することが求められる。

（略）

第四 興行場営業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

営業者は、シックハウス等室内の化学物質による健康への影響についての関心の高まりや新たな感染症の発生状況等に配慮しつつ、公衆衛生の見地からの対策を講じることを要請されている。このため、自館の営業形態、施設及び設備等に応じた、快適な温度及び空気環境の確保、トイレ等の清掃の徹底、衛生教育の充実による従業員の資質の向上等衛生水準の維持向上のためのサービスの充実・強化を図り、利用者が清潔かつ衛生的な環境で快適に映画を楽しめるよう衛生管理に努めるものとする。特に最近、新

型インフルエンザの発生が危惧されていることから、営業者自らが、従業員に対し衛生管理に関する模範を示すとともに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び監督指導に当たることが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

また、営業者は、利用者が信頼し、安心できる商品を提供するため、店舗の衛生管理、従業員の清潔な着衣の使用、手洗いの励行等により食中毒等食品衛生上の問題が発生しないよう努めるとともに、HACCPに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

型インフルエンザの発生が危惧されていることから、営業者自らが、従業員に対し衛生管理に関する模範を示すとともに、従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する衛生教育及び監督指導に当たることが必要である。

(新設)

また、営業者は、利用者が信頼し、安心できる商品を提供するため、店舗の衛生管理、従業員の清潔な着衣の使用、手洗いの励行等により食中毒等食品衛生上の問題が発生しないよう努めるとともに、HACCPに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

(旅館業の振興指針の一部改正)

第七条 旅館業の振興指針(令和二年厚生労働省告示第五十二号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>旅館業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、旅館業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 旅館業を取り巻く状況</p> <p>一 旅館業の営業者の動向 (略)</p> <p>また、外国人観光客の利用の有無については、「利用がある」が83.1%、「利用は全くない」が16.9%となっており、外国人観光客に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が36.1%、「受け入れてもよい」が42.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の旅館業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、ホテル・旅館業の営業者で、売上が減少したと回答した者は97.9%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が1.5%、「20%以上50%未満」が8.7%、「50%以上80</u></p>	<p>旅館業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、旅館業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 旅館業を取り巻く状況</p> <p>一 旅館業の営業者の動向 (略)</p> <p>また、外国人観光客の利用の有無については、「利用がある」が83.1%、「利用は全くない」が16.9%となっており、外国人観光客に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が36.1%、「受け入れてもよい」が42.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。</p> <p>(新設)</p>

％未満」が35.0%、「80%以上」が54.6%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による。）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」58.9%（前回振興指針では42.4%）、「広告・宣伝等の強化」48.6%（前回振興指針では記述なし）、「施設・設備の改装」47.7%（前回の振興指針では38.1%）、「食事メニューの工夫」46.7%（前回指針では31.4%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

また、ホテル・旅館業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が53.5%、次いで「新たな販売方法の開拓」が50.8%、「新商品、新メニューの開発」が44.9%となっている一方、「特になし」が20.9%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による。）。

第三 旅館業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、旅館業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

食中毒の防止やHACCPに沿った衛生管理等食品衛生上の問題、レジオネラ症の防止対策、衛生害虫の問題、感染症の流行対

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針としては（複数回答）、「接客サービスの充実」58.9%（前回振興指針では42.4%）、「広告・宣伝等の強化」48.6%（前回振興指針では記述なし）、「施設・設備の改装」47.7%（前回の振興指針では38.1%）、「食事メニューの工夫」46.7%（前回指針では31.4%）となっている（厚生労働省『生活衛生関係営業経営実態調査』による。）。

（新設）

第三 旅館業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割（略）

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、旅館業に対する利用者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

（新設）

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

食中毒の防止やHACCPに沿った衛生管理等食品衛生上の問題、レジオネラ症の防止対策、衛生害虫の問題、感染症の流行対

策及び食品の不当表示への対応等、営業者の地道な取組にとどまらず、保健所等衛生関係行政機関及び都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、調理及び調製並びに流通の過程において細菌等の汚染により食中毒等食品衛生上の問題が生じた場合や、空調設備や入浴設備等の設備又はその周辺が発生源となる感染症が発生した場合には、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 旅館業の振興の目標を達成するために必要な事項 （略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

旅館業は、食品に加え、寝具、空調設備及び入浴設備等の的確な衛生管理が求められる営業である。このため、営業者は、食品衛生法や旅館業法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生や感染症の予防に関する専門的な知識を深めるとともに、施設の衛生管理及び従業員の健康管理にも十分留意し、調理器具、寝具、

策及び食品の不当表示への対応等、営業者の地道な取組にとどまらず、保健所等衛生関係行政機関及び都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

（新設）

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理を行っている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、調理及び調製並びに流通の過程において細菌等の汚染により食中毒等食品衛生上の問題が生じた場合や、空調設備や入浴設備等の設備又はその周辺が発生源となる感染症が発生した場合には、一旦、衛生上の問題が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 旅館業の振興の目標を達成するために必要な事項 （略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

旅館業は、食品に加え、寝具、空調設備及び入浴設備等の的確な衛生管理が求められる営業である。このため、営業者は、食品衛生法や旅館業法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生や感染症の予防に関する専門的な知識を深めるとともに、施設の衛生管理及び従業員の健康管理にも十分留意し、調理器具、寝具、

空調設備及び入浴設備等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

また、食品取扱施設でのノロウイルス等に起因する食中毒の発生や二次感染を防止するため、手洗いの徹底、調理器具の消毒、従業員の健康管理及び施設の衛生管理上の自主点検を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすること、ノロウイルスの感染を拡大させないよう、おう吐物等の処理や寝具等の消毒に関して適切に対応しなければならない。特に、食材を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的を実施するとともに、これらの工程管理を徹底し、HACCPに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

空調設備及び入浴設備等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

(新設)

また、食品取扱施設でのノロウイルス等に起因する食中毒の発生や二次感染を防止するため、手洗いの徹底、調理器具の消毒、従業員の健康管理及び施設の衛生管理上の自主点検を行い、食中毒等食品衛生上の問題が発生しないようにすること、ノロウイルスの感染を拡大させないよう、おう吐物等の処理や寝具等の消毒に関して適切に対応しなければならない。特に、食材を保管する冷蔵設備の温度管理については、毎日定期的を実施するとともに、これらの工程管理を徹底し、HACCPに沿った衛生管理を行う必要がある。

(略)

(浴場業の振興指針の一部改正)

第八条 浴場業の振興指針(令和二年厚生労働省告示第五十三号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>浴場業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、浴場業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 浴場業を取り巻く状況</p> <p>一 営業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>一方、近年増加している訪日外国人旅行者の集客に向けた取組の実施状況については、令和元年6月時点で、「実施している」と回答した割合が21.3%と、生活衛生関係営業の中では、旅館業に次いで多くなっており、訪日外国人旅行者に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が17.4%、「受け入れてもよい」が58.7%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。 <u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国の浴場業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、公衆浴場業の営業者で、売上が減少したと回答した者は76.8%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%</u></p>	<p>浴場業の振興指針 (略)</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、浴場業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>(略)</p> <p>第一 浴場業を取り巻く状況</p> <p>一 営業者の動向</p> <p>(略)</p> <p>一方、近年増加している訪日外国人旅行者の集客に向けた取組の実施状況については、令和元年6月時点で、「実施している」と回答した割合が21.3%と、生活衛生関係営業の中では、旅館業に次いで多くなっており、訪日外国人旅行者に対する今後の受け入れ方針としては、「積極的に受け入れていきたい」が17.4%、「受け入れてもよい」が58.7%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査特別調査（令和元年4～6月期）』による。）。 <u>(新設)</u></p>

未満」が50.0%、「20%以上50%未満」が38.4%、「50%以上80%未満」が10.5%、「80%以上」が1.2%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による。）。

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「接客サービス充実」30.5%（前回振興指針では24.6%）、「施設・設備の改装」29.0%（前回振興指針では23.4%）、「集客のためのイベント実施」23.5%（前回振興指針では20.2%）、「広告・宣伝等の強化」及び「サービスデー等の工夫」18.2%（前回振興指針では記述なし）となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

また、公衆浴場業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「広報活動の強化」が33.0%、次いで「生産性向上に資する設備投資の実施」が13.4%、「新商品、新メニューの開発」が8.0%となっている一方、「特になし」が50.9%となっている（日本公庫『生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査』による。）。

第三 浴場業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 (略)

あわせて、社会全体の少子高齢化の進展や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）を踏まえ、全ての利用者が施設を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組が求められる。また、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）及び入浴着を着用した乳がん患者・経験者への配慮が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「接客サービス充実」30.5%（前回振興指針では24.6%）、「施設・設備の改装」29.0%（前回振興指針では23.4%）、「集客のためのイベント実施」23.5%（前回振興指針では20.2%）、「広告・宣伝等の強化」及び「サービスデー等の工夫」18.2%（前回振興指針では記述なし）となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。

（新設）

第三 浴場業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 (略)

併せて、社会全体の少子高齢化の進展や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）を踏まえ、全ての利用者が施設を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化の取組が求められる。また、人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）及び入浴着を着用した乳がん患者・経験者への配慮が求められる。

（新設）

補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

衛生課題は、浴槽等におけるレジオネラ症防止対策を講じることとはもとより、インフルエンザ等の感染症への対応が必要であり、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関及び公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策が求められている。

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理をしている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、感染症が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 浴場業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

また、衛生管理を徹底するための研修会及び講習会を受講し、営業者及び従業員の衛生管理の手引の作成等による普及啓発及び衛生管理体制の整備充実に努めるものとする。

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

衛生課題は、浴槽等におけるレジオネラ症防止対策を講じることとはもとより、インフルエンザ等の感染症への対応が必要であり、営業者にとどまらず、保健所等衛生関係機関及び公益財団法人都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）等との連携を密にして対応することが求められる。

（新設）

衛生問題は、営業者が一定水準の衛生管理をしている場合、通常、頻繁に発生するものではないため、発生防止に必要な費用及び手間について判断しにくい特質がある。しかし、一旦、感染症が発生した場合には、多くの利用者に被害が及ぶことはもとより、営業自体の存続が困難になる可能性があることから、日頃からの地道な衛生管理の取組が重要である。

（略）

第四 浴場業の振興の目標を達成するために必要な事項

（略）

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

また、衛生管理を徹底するための研修会及び講習会を受講し、営業者及び従業員の衛生管理の手引の作成等による普及啓発及び衛生管理体制の整備充実に努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

さらに、感染症の予防のため、発熱等の感染症が疑われる症状のある従業員に適切な対応を行うなど従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する正確な衛生教育の徹底及び危機管理体制を整備することが必要である。

(新設)

さらに、感染症の予防のため、発熱等の感染症が疑われる症状のある従業員に適切な対応を行うなど従業員の健康管理に十分留意し、従業員に対する正確な衛生教育の徹底及び危機管理体制を整備することが必要である。

(飲食店営業(めん類)の振興指針の一部改正)

第九条 飲食店営業(めん類)の振興指針(令和二年厚生労働省告示第五十四号)の一部を次の表の
ように改正する。

改正後	改正前
<p>飲食店営業（めん類）の振興指針 （略）</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、めん類飲食店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>改正</u>を行った。</p> <p>（略）</p> <p>第一 めん類飲食店営業を取り巻く状況</p> <p>一 営業者の動向 （略）</p> <p>また、めん類飲食店営業における出前の実施状況は、立ち食いそば・うどん店を除いた営業者の32.6%が実施となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。</p> <p><u>また、令和元年12月に確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）の感染拡大は社会経済に大きな影響を与え、我が国のめん類飲食店営業も多大な影響を受けたところである。</u></p> <p><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う事業への影響について、飲食業の営業者で、売上が減少したと回答した者は97.4%で、その売上の減少幅（令和2年2～5月の対前年比）は、「20%未満」が5.4%、「20%以上50%未満」が28.3%、「50%以上80%未満」が46.7%、「80%以上」が19.6%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査」</u></p>	<p>飲食店営業（めん類）の振興指針 （略）</p> <p>このため、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき、めん類飲食店営業の振興指針を定めてきたところであるが、今般、営業者及び生活衛生同業組合（生活衛生同業小組合を含む。以下「組合」という。）等の事業の実施状況等を踏まえ、営業者及び組合等の具体的活用に資するよう、実践的かつ戦略的な指針として<u>全部改正</u>を行った。</p> <p>（略）</p> <p>第一 めん類飲食店営業を取り巻く状況</p> <p>一 営業者の動向 （略）</p> <p>また、めん類飲食店営業における出前の実施状況は、立ち食いそば・うどん店を除いた営業者の32.6%が実施となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。）。</p> <p>（新設）</p>

による。)

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「食事メニューの工夫」39.0%（前回振興指針では48.2%）、「価格の見直し」26.8%（前回振興指針では17.4%）、「接客サービスの充実」23.0%（前回振興指針では27.4%）、「廃業」14.3%（前回振興指針では記述なし）となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)

また、飲食業を営む者が、新型コロナウイルス感染症収束後に予定している取組としては、「新商品、新メニューの開発」が39.6%、次いで「新たな販売方法の開拓」が37.4%、「広報活動の強化」が37.1%となっている一方、「特になし」が31.0%となっている（日本公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（令和2年4～6月期）特別調査」による。）

第三 めん類飲食店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 (略)

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、めん類飲食店営業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う売上減や経営維持、雇用確保等に対応するため、日本公庫の融資や国・自治体の補助金・助成制度を積極的に活用して早期に業績回復を図る必要がある。

二 今後3年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹

三 営業者の考える今後の経営方針

営業者の考える今後の経営方針（複数回答）としては、「食事メニューの工夫」39.0%（前回振興指針では48.2%）、「価格の見直し」26.8%（前回振興指針では17.4%）、「接客サービスの充実」23.0%（前回振興指針では27.4%）、「廃業」14.3%（前回振興指針では記述なし）となっている（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による。)

(新設)

第三 めん類飲食店営業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割 (略)

各々の営業者は、これらを十分に認識し、各般の対策に積極的に取り組むことにより、めん類飲食店営業に対する消費者の理解と信頼の向上を図ることを目標とすべきである。

(新設)

二 今後3年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

(新設)

底した衛生対策が求められている。

食をとりまく環境の変化等に対応し食品の安全を確保するため食品衛生法が改正され（平成30年法律第46号）、HACCPの考え方を取り入れた事業者による衛生管理、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために必要な対応等が盛り込まれており確実な実施が求められる。

第四 めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項
（略）

一 事業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、我が国でも3つの「密」（密閉・密集・密接）の回避、人と人との距離を空ける、消毒や換気の徹底、業種別の感染拡大予防ガイドラインの遵守・徹底など、感染症対策に関する「新しい生活様式」に向けて徹底した衛生対策を行う必要がある。

事業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器及び食器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。

食をとりまく環境の変化等に対応し食品の安全を確保するため食品衛生法が改正され（平成30年法律第46号）、HACCPの考え方を取り入れた事業者による衛生管理、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のために必要な対応等が盛り込まれており確実な実施が求められる。

第四 めん類飲食店営業の振興の目標を達成するために必要な事項
（略）

一 事業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項
（新設）

事業者は、食品衛生法等の関係法令を遵守することは当然であり、加えて衛生水準の一層の向上を図るため、食品衛生に関する専門的な知識を深めるとともに、食品衛生責任者の活用や調理器具、容器及び食器等の衛生管理の改善に取り組むことが必要である。